ルームエアコンディショナの購入

（平成 25 年度埼玉地域支社）

入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社の調達契約に係る入札公告（平成 25 年２月５日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

１　入札等実施要領
２　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
３　入札心得書
４　入札書（様式）
５　委任状（様式）
６　単価契約書（案）
７　競争参加資格申請書
８　仕様書【別冊１】

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社

1　入札等実施要領

1　掲示日　平成 25 年２月５日

2　発注者

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社

地域支社長　　小林　昭次

3　調達内容

(1)　件名

ルームエアコンディショナの購入（平成 25 年度埼玉地域支社）

(2)　調達案件の仕様等

別冊　仕様書による。

(3)　履行期間

平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日

(4)　履行場所

別冊　仕様書による。

(5)　入札方法

イ　入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた総価とし、調達本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を入札書に記載するものとし、入札書には単価内訳書（様式）に示す内訳書を添付すること。（この内訳書に記載された単価を契約単価（100 円未満については切捨て調整）とする。）

なお、内訳書に記載の総額と入札書に記載の入札金額に差異があった場合及び内訳書の記載に間違いあった場合、当該入札書は無効とする。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

4　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　免除

5　入札説明書に対する質問書

(1)　この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（書式自由）により提出すること。

イ　提出期間

平成 25 年２月６日（水）から平成 25 年２月 15 日（金）までの間、土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時（ただし、12 時から 13 時までの間は除く。）まで。なお、郵送の場合は、平成 25 年２月 15 日（金）17 時必着のこと。

ロ　提出場所

〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影一丁目 10 番１号ラムザタワー6 階
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社　住宅経営部設備保全チーム
電話　048-844-2354

ハ　提出方法

持参または郵送とし、電送によるものは受け付けない。ただし、郵送の場合は、書留郵便とする。また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

(2)　(1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

イ　閲覧期間

平成 25 年２月 21 日（木）から平成 25 年２月 26 日（火）までの間、土曜及び日曜を除く毎日、10 時から 17 時まで。

ロ　閲覧場所

〒336-0027　埼玉県さいたま市南区沼影一丁目 10 番１号ラムザタワー6 階
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社　住宅経営部掲示板

6　入札書及び競争参加資格確認申請書の提出

(1)　提出期間

平成 25 年２月６日（水）から平成 25 年２月 26 日（火）までの間、土曜、日曜及び祝日を除く毎日、10 時から 17 時（ただし、12 時から 13 時までの間は除く。）まで。なお、郵送の場合は、平成 25 年２月 26 日（火）17 時必着のこと。

(2)　提出場所

５（1）ロに同じ。

(3)　提出方法

持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。ただし、郵送の場合は書留郵便とする。

7　開札

(1)　日時

平成 25 年３月 18 日（月）11 時

(2)　場所

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社　入札室（5 階）

８　独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすものとする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

1)　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2)　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

3)　当方に提供する情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4)　公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

9　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10　支払条件

毎月検査後、当月分の請求書を受理した日から起算して30日以内に、支払うものとする。

11　問い合わせ先

5（1）ロに同じ。

2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

注)「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定の内容については、機構ホームページを確認のこと。

http://www.ur-net.go.jp/east/order/ur/pdf/ur2006_ord_info060609.pdf

(2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出時点で、平成 23・24 年度独立行政法人都市再生機構関東地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「物品販売」のうち「電気器具」の資格を有すると認定された者であること。

(3) (2) の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、(1)、（4）から（7）及び（8）に掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、地域支社長等が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6) 業務請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

（詳細については、機構ホームページ http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html を確認のこと ）。

(8) 次の要件をすべて満たしていること。

イ　当業務に関し、当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していることを証明し、当機構が認めた者であること。なお、隣接地区（都県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できることを当機構が認めた場合は可とする。

ロ　当業務の仕様書の要件に適合することを証明し、当機構が認めた者であること。

ハ　日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

２　競争参加者に求められる義務

(1)　この一般競争に参加を希望する者は、本説明書に示す競争参加資格確認申請書を作成し入札書に添付して、入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)　提出された申請書は、当機構において審査するものとし、本説明書に示した競争参加資格を有すると判断した申請書を添付した場合のみを落札対象とする。

３　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当機構に、提出された書類は審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当機構に一旦提出された書類は返却しない。(ただし、再公募となった場合は返却する。

(5)　当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において、上記１の資格のない者は、落札の対象としない。

3　入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構

第２条　埼玉地域支社（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第３条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札公告に示した時刻までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、別途提出書類とともに入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は、1　入札等実施要領４（1）ロ）

４　前項の入札書及びその他提出書類について、入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札参加者等」という）は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札を辞退するときは、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第４条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第６条　入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第７条　次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札書に記載された金額と同封される内訳書の総額に差異があるとき。

五　内訳書に記載されている金額に計算間違い等の誤りがあるとき。

六　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

七　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行なったとき。

八　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行なったとき。

九　明らかに連合によると認められるとき。

十　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第８条　開札は、入札公告に示した場所及び日時に入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第９条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札をした者又はその代理人の全てが出席している場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第 10 条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第 11 条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に際し、故意に粗雑にし、又は材料、品質、数量に関し、不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約書の提出）

第 12 条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 13 条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　入札書及び封筒（様式）

入　札　書

金　　円也

ただし、ルームエアコンディショナの購入（平成25年度埼玉地域支社）

入札心得書（物品購入等）及び入札書記載内容を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

代理人　　印

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　　小林　昭次　殿

単価内訳書（様式）

内　訳

総　額　　円

（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）

品名	規格	予定数量 (a)	単価 (b)	予定総額 (a×b)
家庭用エアコン	2.2KW	26 台	円/台	円　①
家庭用エアコン	2.5KW	13 台	円/台	円　②
家庭用エアコン	2.8KW	27 台	円/台	円　③
家庭用エアコン	3.6KW	34 台	円/台	円　④
家庭用エアコン	4.0KW	25 台	円/台	円　⑤
家庭用エアコン	5.0KW	5 台	円/台	円　⑥

※上記の額には消費税及び地方消費税相当額は含まない。

表

独立行政法人都市再生機構　埼玉地域支社

地域支社長　小林　昭次　殿

（件名　ルームエアコンディショナの購入（平成25年度埼玉地域支社）入札書）

裏

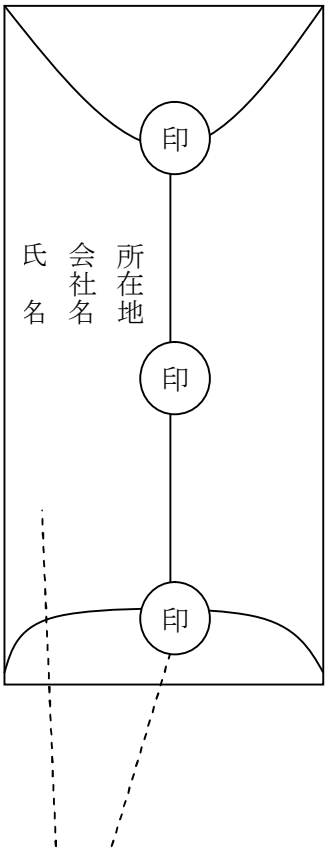

委任している場合は、代理人の氏名または印

使　用　印　鑑　届

使用印	実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　　小林　昭次　殿

注１　本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
２　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

5　委任状（様式）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社の発注する「ルームエアコンディショナの購入（平成25年度埼玉地域支社)」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

代理人使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　　小林　昭次　殿

6　単価契約書（案）

単　価　契　約　書

1　物品の名称

2　契 約 期 間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

発注者独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社と受注者　　は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　住　所　埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号
　　独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
　　氏　名　　地域支社長　　小林　　昭次　　印

受注者　　住　所
　　氏　名　　印

（総則）

第１条　発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続）

第４条　発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あら

かじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第６条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第７条　受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第８条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から１年間（但し冷媒回路部品については5年間）当該物品の瑕疵を補修するものとする。

（売買代金）

第９条　発注者は、第７条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により第７条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（単価の改定）

第10条　物価に変動があり、前条１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第11条　受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第11条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第12条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第８条の規定に違反したとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

五　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（違約金）

第14条　受注者は前条第１号から第４号までのいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、その解除された日の属する月（以下「契約解除月」という。）の前月分の売買代金の10分の１に相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前月における物品の納入実績がないときの違約金は、契約解除月の翌月以降の月で、この契約と同様の契約に基づく物品の納入実績がある月のうち、契約解除月に最も近い月分の売買代金の10分の１に相当する額とする。

（発注者の都合による解除）

第15条　発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第16条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第17条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙　（単価表）

単　価　表

No.	品名	単位	型式	規格	単価（円）
1	家庭用エアコン	台		2.2kw	
2	家庭用エアコン	台		2.5kw	
3	家庭用エアコン	台		2.8kw	
4	家庭用エアコン	台		3.6kw	
5	家庭用エアコン	台		4.0kw	
6	家庭用エアコン	台		5.0kw	

別　添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（１）　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２）　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

（３）　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）　公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

7　競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　埼玉地域支社
地域支社長　　小林　昭次　殿

代表者　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

連絡者　担当者氏名
所属（電話）
（Ｆａｘ）

平成 25 年２月５日付けで掲示のありました、「ルームエアコンディショナの購入（平成 25 年度埼玉地域支社)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条・332 条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　競争参加資格認定通知書の写し（1 部）
2　仕様要件適合証明書（指定様式）（1 部）
3　アフターサービス体制表（自由様式）（1 部）

【提出書類作成における注意事項】

① 入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をパソコン等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

② 1 については、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済であり、必要な資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

別冊１

仕 様 書

１　件名

ルームエアコンディショナの購入（平成 25 年度埼玉地域支社）

２　対象品目及び予定数量

別紙１「対象品目一覧表」のとおり。

なお、予定数量は発注者の過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

３　対象部署

別紙２「対象部署一覧表」のとおり。

４　発注手続

（１）　品目、型式、単価、商品画像（カラー)、商品解説を掲載した品目一覧表（以下「カタログ」という。）を作成し、発注者が要求する部数を提出すること。

なお、「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。)」の適合していることが確認できる旨表示すること。

（２）　発注は対象部署（以下「発注部署」という）ごとにカタログ掲載の商品について別紙３に示す「注文書」をＦＡＸ等により随時行うので、発注方法に対応するシステムを導入すること。

なお、注文書の最小の発注単位は１台とし納品についても同様とする。

（３）　カタログ作成に係る費用については、受注者が負担すること。

５　納期

注文書に指定する日（発注日から概ね１週間）に納品すること。

ただし、日、祝日、年末年始等発注者の休業日は除くものとする。

６　納品方法

（１）　納品は、注文書にて発注者が指示するエアコンの設置を行う小規模修繕工事業者又はリニューアル等工事業者（以下、「エアコン設置業者」という。）の事務所において、エアコン設置業者に受渡しを行うこと。

エアコン設置業者名及び納品場所は別紙４「納品場所一覧表」による。

なお、業務履行期間中、エアコン設置業者及び納品場所が変更となる場合は、事前に発注者が受注者に対し通知する。

（２）　納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること

（３）　納品する商品については、発注部署等の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

（４）　配送に係る費用については、受注者が負担すること。

（５） 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

７　請求書等

（１）　請求書は、発注部署に直接提出すること。

（２）　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、発注部署は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

８　保証

（１） 納入後１年（但し冷媒回路部品については５年以内）以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

（２） 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記（１）に関わらず、発注者と受注者が協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

（３） 当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していること。なお、隣接地区（都県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できると当機構が認めた場合は可とする。

以　上

（別紙１）

【対象品目仕様表】

性能	要求性能	備考
規格	室内機、室外機はJIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「経済産業省告示　第213号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成21年6月改正）に適合すること。	
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。	
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様はメーカー仕様とする。	
電源	単相100Ｖ又は単相200Ｖとする。	
その他の機能	メーカー仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。	
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。	

【予定数量表】

No	品名	単位	規格	予定数量
1	家庭用エアコン	台	2.2KW	26
2	家庭用エアコン	台	2.5KW	13
3	家庭用エアコン	台	2.8KW	27
4	家庭用エアコン	台	3.6KW	34
5	家庭用エアコン	台	4.0KW	25
6	家庭用エアコン	台	5.0kw	5
	合　計	台		130

別紙2

対象部署一覧表

支社等	事務所･部署名	住所
埼玉地域支社	浦和住宅管理センター	埼玉県さいたま市南区南浦和２－４１－５
	西埼玉住宅管理センター	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目２番２７－３０１号

別紙3

様

TEL

FAX

■注文書（案）

（発注NO.　　発注日　　）

※　平成〇年〇月〇日締結の単価契約に基づき、以下の資材を発注します。

対応する補修伝票番号

No.

住　　所		
発注者名	独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社 〇〇住宅管理センター　　所長　　〇〇　〇〇	TEL
担　　当		FAX

資材名称	規格	型式	数量	単位	備考
家庭用エアコン	2.2KW			台	
家庭用エアコン	2.5KW			台	
家庭用エアコン	2.8KW			台	
家庭用エアコン	3.6KW			台	
家庭用エアコン	4.0KW			台	
家庭用エアコン	5.0KW			台	
合計			0	台	

設置場所	住　所	団地名:		
		号棟号室		
空家工期			～	

納品場所	住　所		
納品日時			時間厳守

納品立会者（単価契約書　第７条による委任者）

氏　名:　　Tel

Fax

確認報告書

施工完了後、下表へ月日を記入後ファックスをして下さい。

現地受け取り日		検査（機能試験含む）日	
	（再納入日）		（再検査日）

別紙4

納品場所一覧表

都市機構管轄事務所	エアコン設置業者名	エアコン設置業者の事務所所在地 （納品場所）
浦和住宅管理センター	日本総合住生活㈱ 浦和支店	埼玉県さいたま市 南区南浦和３－４９
西埼玉住宅管理センター	日本総合住生活㈱ 西埼玉支店	埼玉県ふじみ野市 霞ヶ丘一丁目二番２７－３０５

（様式）

仕様要件適合証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
　地域支社長　　小林　昭次　　殿

会社名
住　所
代表者名　　印

「ルームエアコンディショナの購入（平成 25 年度埼玉地域支社）」の競争参加に関し、下記仕様要件の全てに適合することを証明するために、仕様要件適合表証明書を提出いたします。

以　上

【仕様要件適合証明書】

性能	要求性能	適合証明
規格	室内機、室外機は JIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。	
省エネ性	「経済産業省告示　第213号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年 6 月改正）に適合すること。	
冷暖房機能	コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。	
除湿機能	除湿機能を有することとし、仕様はメーカー仕様とする。	
電源	単相 100Ｖ又は単相 200Ｖとする。	
その他の機能	メーカー仕様とする。	
製造年	原則として、納入日から 1 年以内に製造された製品とする。	
付属品等	リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。	